

平成 26 年 9 月 30 日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史 様

旭化成ホームズ株式会社
総務部長 水瀨 昭生
(担当 中根秀樹)
03-3344-7111



ご回答

本年 9 月 20 日付弊社宛に頂きました「差止請求書」及び「ご回答に対する要請」につきましてご回答申し上げます。

1. 「差止請求書」(約款第 21 条第 1 項) に関して

貴機構よりの申入れを踏まえて、誠に勝手ではございますがお差し支えなければ、貴機構のご担当者様と一度直接面談し協議をさせて頂きたいと考えております。
お忙しいとは察しますが何卒ご検討宜しくお願い致します。

2. 「ご回答に対する要請」(約款第 20 条第 2 項及び第 7 条第 2 項) に関して

「約款第 20 条第 2 項の『または』以降の部分」及び「約款第 7 条第 2 項」につきましては、改訂の検討をさせて頂くということは前回の書面で申し上げた通りです。こちらに関しましても上記 1 と併せて協議をさせて頂きたいと考えております。

以上、簡単ですがご回答申し上げます。

上記のとおり、弊社約款条項に関して貴機構のご担当者様との協議をさせて頂く機会を頂ければと考えております。大変お手数とは思いますが、本書面受領後、弊社担当までご連絡を頂けますと幸いです。

何卒ご査収頂きますようお願い致します。

以上